

参照条文

○ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年四月七日法律第五十号）（抄）

（特別加入）

第三十三条 次の各号に掲げる者（第二号、第四号及び第五号に掲げる者にあつては、労働者である者を除く。）の業務災害及び通勤災害に関しては、この章に定めるところによる。

一 厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する事業（厚生労働省令で定める事業を除く。第七号において「特定事業」という。）の事業主で徴収法第三十三条第三項の労働保険事務組合（以下「労働保険事務組合」という。）に同条第一項の労働保険事務の処理を委託するものである者（事業主が法人その他の団体であるときは、代表者）

二 前号の事業主が行う事業に従事する者

三 厚生労働省令で定める種類の事業を労働者を使用しないで行うことを常態とする者

四 前号の者が行う事業に従事する者

五 厚生労働省令で定める種類の作業に従事する者

六〇七 （略）

第三十四条 前条第一号の事業主が、同号及び同条第二号に掲げる者を包括して当該事業について成立する保険関係に基づきこの保険による業務災害及び通勤災害に関する保険給付を受けることができ、第三章の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 前条第一号及び第二号に掲げる者は、当該事業に使用される労働者とみなす。

二 前条第一号又は第二号に掲げる者が業務上負傷し、若しくは疾病にかかつたとき、その負傷若しくは疾病についての療養のため当該事業に従事することができないとき、その負傷若しくは疾病が治つた場合において身体に障害が存するとき、又は業務上死亡したときは、労働基準法第七十五条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条に規定する災害補償の事由が生じたものとみなす。

三 前条第一号及び第二号に掲げる者の給付基礎日額は、当該事業に使用される労働者の賃金の額

その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める額とする。

四 前条第一号又は第二号に掲げる者の事故が徴収法第十条第二項第二号の第一種特別加入保険料が滞納されている期間中に生じたものであるときは、政府は、当該事故に係る保険給付の全部又は一部を行わないことができる。これらの者の業務災害の原因である事故が前条第一号の事業主の故意又は重大な過失によつて生じたものであるときも、同様とする。

254 (略)

第三十五条 第三十三条第三号に掲げる者の団体又は同条第五号に掲げる者の団体が、当該団体の構成員である同条第三号に掲げる者及びその者に係る同条第四号に掲げる者又は当該団体の構成員である同条第五号に掲げる者の業務災害及び通勤災害（これらの者のうち、住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して厚生労働省令で定める者にあつては、業務災害に限る。）に関してこの保険の適用を受けることにつき申請をし、政府の承認があつたときは、第三章第一節から第三節まで（当該厚生労働省令で定める者にあつては、同章第一節及び第二節）、第三章の二及び徴収法第二章から第六章までの規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該団体は、第三条第一項の適用事業及びその事業主とみなす。

二 当該承認があつた日は、前号の適用事業が開始された日とみなす。

三 当該団体に係る第三十三条第三号から第五号までに掲げる者は、第一号の適用事業に使用される労働者とみなす。

四 当該団体の解散は、事業の廃止とみなす。

五 前条第一項第二号の規定は、第三十三条第三号から第五号までに掲げる者に係る業務災害に関する保険給付の事由について準用する。この場合において同条第五号に掲げる者に関しては、前条第一項第二号中「業務上」とあるのは「当該作業により」と、「当該事業」とあるのは「当該作業」と読み替えるものとする。

六 第三十三条第三号から第五号までに掲げる者の給付基礎日額は、当該事業と同種若しくは類似の事業又は当該作業と同種若しくは類似の作業を行う事業に使用される労働者の賃金の額その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める額とする。

七 第三十三条第三号から第五号までに掲げる者の事故が、徴収法第十条第二項第三号の第二種特

別加入保険料が滞納されている期間中に生じたものであるときは、政府は、当該事故に係る保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

25 (略)

第三十七条 この章に定めるもののほか、第三十三条各号に掲げる者の業務災害及び通勤災害に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○ 労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年九月一日労働省令第二十二号）（抄）

第四十六条の十八 法第三十三条第五号の厚生労働省令で定める種類の作業は、次のとおりとする。

一 農業（畜産及び養蚕の事業を含む。）における次に掲げる作業

イ 厚生労働大臣が定める規模の事業場における土地の耕作若しくは開墾、植物の栽培若しくは採取又は家畜（家きん及びみつばちを含む。）若しくは蚕の飼育の作業であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 動力により駆動される機械を使用する作業

(2) 高さが二メートル以上の箇所における作業

(3) 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第六第七号に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

(4) 農薬の散布の作業

(5) 牛、馬又は豚に接触し、又は接触するおそれのある作業

ロ 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業であつて、厚生労働大臣が定める種類の機械を使用するもの

二 国又は地方公共団体が実施する訓練として行われる作業のうち次に掲げるもの

イ 求職者を作業環境に適応させるための訓練として行われる作業

ロ 求職者の就職を容易にするために必要な技能を習得させるための職業訓練であつて事業主又は事業主の団体に委託されるもの（厚生労働大臣が定めるものに限る。）として行われる作業

三 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項の家内労働者又は同条第四項の補助者が行う作業のうち次に掲げるもの

イ プレス機械、型付け機、型打ち機、シヤー、旋盤、ボール盤又はフライス盤を使用して行う金属、合成樹脂、皮、ゴム、布又は紙の加工の作業

ロ 研削盤若しくはバフ盤を使用して行う研削若しくは研ま又は溶融した鉛を用いて行う金属の焼入れ若しくは焼きもどしの作業であつて、金属製洋食器、刃物、バルブ又はコツクの製造又は加工に係るもの

ハ 労働安全衛生法施行令別表第六の二に掲げる有機溶剤又は有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第一条第一項第二号の有機溶剤含有物を用いて行う作業であつて、化学物質製、皮製若しくは布製の履物、鞆、袋物、服装用ベルト、グラブ若しくはミット又は木製若しくは合成樹脂製の漆器の製造又は加工に係るもの

ニ じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）第二条第一項第三号の粉じん作業又は労働安全衛生法施行令別表第四第六号の鉛化合物（以下「鉛化合物」という。）を含有する釉薬を用いて行う施釉若しくは鉛化合物を含有する絵具を用いて行う絵付けの作業若しくは当該施釉若しくは絵付けを行った物の焼成の作業であつて陶磁器の製造に係るもの

ホ 動力により駆動される合糸機、撚糸機又は織機を使用して行う作業

ヘ 木工機械を使用して行う作業であつて、仏壇又は木製若しくは竹製の食器の製造又は加工に係るもの

四 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合その他これに準ずるものであつて厚生労働大臣が定めるもの（常時労働者を使用するものを除く。以下この号において「労働組合等」という。）の常勤の役員が行う集会の運営、団体交渉その他の当該労働組合等の活動に係る作業であつて、当該労働組合等の事務所、事業場、集会場又は道路、公園その他の公共の用に供する施設におけるもの（当該作業に必要な移動を含む。）

五 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第二条第一項に規定する介護関係業務に係る作業であつて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練又は看護に係るもの

（中小事業主等の特別加入）

第四十六条の十九 法第三十四条第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に提出することによつて行わなければならない。

一 事業主の氏名又は名称及び住所

二 申請に係る事業の労働保険番号及び名称並びに事業場の所在地

三 法第三十三条第一号及び第二号に掲げる者の氏名、その者が従事する業務の内容並びに同条第二号に掲げる者の当該事業主との関係

四 労働保険事務組合に、労働保険事務の処理を委託した日

- 2 前項第四号に掲げる事項については、労働保険事務組合の証明を受けなければならない。
- 3 法第三十三条第一号及び第二号に掲げる者の従事する業務が、次の各号のいずれかに該当する業務（以下「特定業務」という。）である場合は、第一項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書にその者の業務歴を記載しなければならない。
 - 一 じん肺法第二条第一項第三号の粉じん作業を行う業務
 - 二 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）別表第一の二第三号3の身体に振動を与える業務
 - 三 労働安全衛生法施行令別表第四の鉛業務
 - 四 有機溶剤中毒予防規則第一条第一項第六号の有機溶剤業務
- 4 所轄都道府県労働局長は、第一項の規定による申請に係る法第三十三条第一号及び第二号に掲げる者の従事する業務が特定業務である場合であつて、その者の業務歴を考慮し特に必要があると認めるときは、第一項の規定による申請をした事業主から、その者についての所轄都道府県労働局長が指定する病院又は診療所の医師による健康診断の結果を証明する書類その他必要な書類を所轄労働基準監督署長を経由して提出させるものとする。
- 5 所轄都道府県労働局長は、第一項の規定による申請を受けた場合において、当該申請につき承認することとしたときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業主に通知しなければならない。当該申請につき承認しないこととしたときも、同様とする。
- 6 法第三十四条第一項の承認を受けた事業主は、第一項第三号に掲げる事項に変更を生じた場合又は法第三十三条第一号及び第二号に掲げる者に新たに該当するに至つた者若しくはこれらに掲げる者に該当しなくなつた者が生じた場合には、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長を経由して所轄都道府県労働局長に届け出なければならない。
- 7 第三項の規定は、前項の規定により法第三十三条第一号及び第二号に掲げる者に新たに該当するに至つた者が生じた旨の届出を行う場合について準用する。この場合において、第三項中「第一項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書」とあるのは、「その旨のほか、第六項の届出に係る文書」と読み替えるものとする。
- 8 第四項の規定は、第六項の規定による法第三十三条第一号及び第二号に掲げる者に新たに該当するに至つた者が生じた旨の届出に係る者の従事する業務が特定業務である場合について準用する。こ

の場合において、第四項中「第一項の規定による申請」とあるのは、「第六項の規定による届出」と読み替えるものとする。

第四十六条の二十三 法第三十五条第一項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該申請をする団体の主たる事務所の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して当該事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出することによつて行わなければならない。

一〇五 (略)

二〇三 (略)

4 第四十六条の十九第三項の規定は第一項の規定による申請を行う場合に、同条第四項の規定は第一項の規定による申請に係る法第三十三条第三号から第五号までに掲げる者の従事する業務又は作業が特定業務である場合に、第四十六条の十九第五項の規定は第一項の規定による申請を受けた場合に、同条第六項の規定は第一項第四号若しくは第五号に掲げる事項若しくは前項の書類に記載された事項に変更を生じた場合又は法第三十三条第三号から第五号までに掲げる者に新たに該当するに至つた者若しくはこれらに掲げる者に該当しなくなつた者が生じた場合に準用する。この場合において、第四十六条の十九第三項中「第三十三条第一号及び第二号」とあるのは「第三十三条第三号から第五号まで」と、「従事する業務」とあるのは「従事する業務又は作業」と、「第一項各号」とあるのは「第四十六条の二十三第一項各号」と、同条第四項中「第一項の規定による申請をした事業主」とあるのは「第四十六条の二十三第一項の規定による申請をした団体」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第四十六条の二十三第一項」と、「事業主」とあるのは「団体」と、同条第六項中「法第三十四条第一項」とあるのは「法第三十五条第一項」と、「事業主」とあるのは「団体」と、「第一項第三号」とあるのは「第四十六条の二十三第一項第四号及び第五号」とする。

5 第四十六条の十九第三項の規定は、前項において準用する第四十六条の十九第六項の規定により法第三十三条第三号から第五号までに掲げる者に新たに該当するに至つた者が生じた旨の届出を行う場合について準用する。この場合において、第四十六条の十九第三項中「法第三十三条第一号及び第二号」とあるのは「法第三十三条第三号から第五号まで」と、「従事する業務」とあるのは「従事する業務又は作業」と、「第一項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書」とあるのは「その旨のほか、第四十六条の二十三第四項において準用する第六項の届出に係る文書」と読み替えるものとする。

6

第四十六条の十九第四項の規定は、第四項において準用する第四十六条の十九第六項の規定による法第三十三条第三号から第五号までに掲げる者に新たに該当するに至った者が生じた旨の届出に係る者の従事する業務又は作業が特定業務である場合について準用する。この場合において、第四十六条の十九第四項中「第一項の規定による申請をした事業主」とあるのは、「第四十六条の二十三第四項において準用する第六項の規定による届出をした団体」と読み替えるものとする。

○ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年八月十九日政令第三百十八号）（抄）

別表第三 特定化学物質等（第六条、第十五条、第十七条、第二十一条、第二十二条関係）

一 第一類物質

- 1 ジクロロベンジジン及びその塩
- 2 アルファーナフチルアミン及びその塩
- 3 塩素化ビフェニル（別名PCB）
- 4 オルトトリジン及びその塩
- 5 ジアニジン及びその塩
- 6 ベリリウム及びその化合物
- 7 ベンゾトリクロリド
- 8 1から6までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。）

二 第二類物質

- 1 アクリルアミド
- 2 アクリロニトリル
- 3 アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）
- 3の2 インジウム化合物
- 3の3 エチルベンゼン
- 4 エチレンイミン
- 5 エチレンオキシド
- 6 塩化ビニル
- 7 塩素
- 8 オーラミン
- 9 オルトフタロジニトリル

- 10 カドミウム及びその化合物
- 11 クロム酸及びその塩
- 12 クロロメチルメチルエーテル
- 13 五酸化バナジウム
- 13 の 2 コバルト及びその無機化合物
- 14 コールタール
- 15 酸化プロピレン
- 16 シアン化カリウム
- 17 シアン化水素
- 18 シアン化ナトリウム
- 19 三・三'—ジクロロ—四・四'—ジアミノジフェニルメタン
- 19 の 2 —ジクロロプロパン
- 19 の 3 —ジメチルヒドラジン

別表第六の二 有機溶剤（第六条、第二十一条、第二十二条関係）

- 一 アセトン
- 二 イソブチルアルコール
- 三 イソプロピルアルコール
- 四 イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）
- 五 エチルエーテル
- 六 エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）
- 七 エチレングリコールモノエチルエーテルアセト（別名セロソルブアセト）
- 八 エチレングリコールモノ—ノルマル—ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）
- 九 エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）
- 十 オルト—ジクロルベンゼン
- 十一 キシレン
- 十二 クレゾール

十三	クロルベンゼン
十四	クロロホルム
十五	酢酸イソブチル
十六	酢酸イソプロピル
十七	酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)
十八	酢酸エチル
十九	酢酸ノルマル―ブチル
二十	酢酸ノルマル―プロピル
二十一	酢酸ノルマル―ペンチル (別名酢酸ノルマル―アミル)
二十二	酢酸メチル
二十三	四塩化炭素
二十四	シクロヘキサノール
二十五	シクロヘキサノン
二十六	一・四―ジオキサン
二十七	一・二―ジクロルエタン (別名二塩化エチレン)
二十八	一・二―ジクロルエチレン (別名二塩化アセチレン)
二十九	ジクロルメタン (別名二塩化メチレン)
三十	N・N―ジメチルホルムアミド
三十一	スチレン
三十二	一・一・二・二―テトラクロルエタン (別名四塩化アセチレン)
三十三	テトラクロルエチレン (別名パークロルエチレン)
三十四	テトラヒドロフラン
三十五	一・一・一―トリクロルエタン
三十六	トリクロルエチレン
三十七	トルエン
三十八	二硫化炭素
三十九	ノルマルヘキサン

四十一 一 | ブタノール
四十二 二 | ブタノール
四十三 メチルイソブチルケトン

○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百八十八号）（抄）

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。
（略）

別表第三第二号22の次に次のように加える。

22の2 スチレン

22の3 一・一・二・二―テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）

22の4 テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）

22の5 トリクロロエチレン

別表第三第二号33の次に次のように加える。

33の2 メチルイソブチルケトン

別表第六の二第十四号を次のように改める。

十四 削除

別表第六の二第二十三号を次のように改める。

二十三 削除

別表第六の二第二十六号及び第二十七号を次のように改める。

二十六及び二十七 削除

別表第六の二第二十九号を次のように改める。

二十九 削除

別表第六の二第三十一号から第三十三号までを次のように改める。

三十一から第三十三号まで 削除

別表第六の二第三十六号を次のように改める。

三十六 削除

別表第六の二第四十三号を次のように改める。

四十三 削除

○ 有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十六号）（抄）

（定義等）

第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 有機溶剤 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第六の二に掲げる有機溶剤をいう。
二 有機溶剤等 有機溶剤又は有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の五パーセントを超えて含有するものをいう。第六号において同じ。）をいう。

三 五 （略）

六 有機溶剤業務 次の各号に掲げる業務をいう。

イ 有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務

ロ 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑性剤又はこれらのもので中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務

ハ 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務

ニ 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務

ホ 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務

ヘ 接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務

ト 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務

チ 有機溶剤等を用いて行う洗浄（ヨに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は払しょくの業務

リ 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（ヨに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）

ヌ 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務

ル 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務

ヲ 有機溶剤等を入れたことのあるタンク（有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。）

以下同じ。)の内部における業務

○ 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十九号）（抄）

（定義等）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 第一類物質 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）別表第三第一号に掲げる物をいう。
- 二 第二類物質 令別表第三第二号に掲げる物をいう。
- 三 特定第二類物質 第二類物質のうち、令別表第三第二号1、2、4から7まで、12、15、17、19、19の3、20、23、24、26、27、28から30まで、31の2及び34から36までに掲げる物並びに別表第一第一号、第二号、第四号から第七号まで、第十二号、第十五号、第十七号、第十九号、第十九号の三、第二十号、第二十三号、第二十四号、第二十六号、第二十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十一号の二及び第三十四号から第三十六号までに掲げる物をいう。
- 三の二 エチルベンゼン等 第二類物質のうち、令別表第三第二号3の3及び19の2に掲げる物並びに別表第一第三号の三、第十九号の二及び第三十七号に掲げる物をいう。
- 四 オーラミン等 第二類物質のうち、令別表第三第二号8及び32に掲げる物並びに別表第一第八号及び第三十二号に掲げる物をいう。
- 五 管理第二類物質 第二類物質のうち、特定第二類物質、エチルベンゼン等及びオーラミン等以外の物をいう。
- 六 第三類物質 令別表第三第三号に掲げる物をいう。
- 七 特定化学物質 第一類物質、第二類物質及び第三類物質をいう。
- 2 令別表第三第二号37の厚生労働省令で定める物は、別表第一に掲げる物とする。
- 3 令別表第三第三号9の厚生労働省令で定める物は、別表第二に掲げる物とする。

（適用の除外）

第二条の二 この省令は、事業者が次の各号のいずれかに該当する業務に労働者を従事させる場合は、当該業務については、適用しない。

- 一 エチルベンゼン塗装業務（エチルベンゼン等（令別表第三第二号3の3に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等（屋内作

- 業場及び有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。）
第一条第二項 各号に掲げる場所をいう。以下この号において同じ。）において行う塗装の業務を
いう。以下同じ。）又は一・ニー・ジクロロプロパン洗浄・払拭業務（エチルベンゼン等（令別表
第三第二号19の2に掲げる物及びこれを含む製剤その他の物に限る。）を製造し、又は取り
扱う業務のうち、屋内作業場等において行う洗浄又は払拭の業務をいう。以下同じ。）以外のエ
チルベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務
- 二 令別表第三第二号13の2に掲げる物又は別表第一第十三号の二に掲げる物（第三十八条の十二
において「コバルト等」という。）を触媒として取り扱う業務
- 三 令別表第三第二号15に掲げる物又は別表第一第十五号に掲げる物（以下「酸化プロピレン等」
という。）を屋外においてタンク自動車等から貯蔵タンクに又は貯蔵タンクからタンク自動車等
に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。）
- 四 酸化プロピレン等を貯蔵タンクから耐圧容器に注入する業務（直結できる構造のホースを用い
て相互に接続する場合に限る。）

○ 家内労働法施行規則（昭和四十五年労働省令第二十三号）（抄）

（設備等の設置）

第十八条 家内労働者は、屋内作業場において次の表の上欄に掲げる業務に従事する場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる設備又は装置を設けるように努めなければならない。

業務	設備又は装置
<p>有機溶剤等（有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）第一条第一項第二号の有機溶剤等をいう。以下同じ。）を取り扱う業務（吹付けの業務を除く。）</p>	<p>蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、全体換気装置又は排気筒</p>
<p>有機溶剤等を吹き付ける業務</p>	<p>局所排気装置</p>
<p>鉛等を取り扱う業務</p> <p>研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における業務</p>	<p>局所排気装置、全体換気装置又は排気筒</p> <p>局所排気装置又は粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備</p>

○ 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第一百一号）（抄）

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条（略）

（有機溶剤中毒予防規則の一部改正）

第二条（略）

（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第三条 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「、19の3」を「、19の4、19の5」に、「、第十九号の三」を「、第十九号の四、第十九号の五」に改め、同項第三号の二を次のように改める。

三の二 特別有機溶剤 第二類物質のうち、令別表第三第二号3の3、11の2、18の2から18の4まで、19の2、19の3、22の2から22の5まで及び33の2に掲げる物をいう。

第二条第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 特別有機溶剤等 特別有機溶剤並びに別表第一第三号の三、第十一号の二、第十八号の二から第十八号の四まで、第十九号の二、第十九号の三、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第三十三号の二及び第三十七号に掲げる物をいう。

第二条第一項第五号中「エチルベンゼン等」を「特別有機溶剤等」に改める。

一 次に掲げる業務（以下「特別有機溶剤業務」という。）以外の特別有機溶剤等を製造し、又は取り扱う業務

イ クロロホルム等有機溶剤業務（特別有機溶剤等（令別表第三第二号11の2、18の2から18の4まで、19の3、22の2から22の5まで又は33の2に掲げる物及びこれらを含む製剤その他の物（以下「クロロホルム等」という。）に限る。）を製造し、又は取り扱

う業務のうち、屋内作業場等（屋内作業場及び有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。）第一条第二項各号に掲げる場所をいう。以下この号及び第三十九条第六項第二号において同じ。）において行う次に掲げる業務をいう。）

(1) クロロホルム等を製造する工程におけるクロロホルム等のろ過、混合、攪かく拌はん、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務

(2) 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑性剤又はこれらのものの中間体を製造する工程におけるクロロホルム等のろ過、混合、攪かく拌はん又は加熱の業務

(3) クロロホルム等を用いて行う印刷の業務

(4) クロロホルム等を用いて行う文字の書込み又は描画の業務

(5) クロロホルム等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務

(6) 接着のためにするクロロホルム等の塗布の業務

(7) 接着のためにクロロホルム等を塗布された物の接着の業務

(8) クロロホルム等を用いて行う洗浄（(12)に掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は

は払拭の業務

(9) クロロホルム等を用いて行う塗装の業務（(12)に掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）

(10) クロロホルム等が付着している物の乾燥の業務

(11) クロロホルム等を用いて行う試験又は研究の業務

(12) クロロホルム等を入れたことのあるタンク（令別表第三第二号11の2、18の2から18の4まで、19の3、22の2から22の5まで又は33の2に掲げる物の蒸気の発散するおそれがないものを除く。）の内部における業務

ロ エチルベンゼン塗装業務（特別有機溶剤等（令別表第三第二号3の3に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業

場等において行う塗装の業務をいう。以下同じ。）

ハ 一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九の

2に掲げる物及びこれを含む製剤その他の物に限る。)を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う洗浄又は払拭の業務をいう。以下同じ。)

第二条の二に次の一号を加える。

五 令別表第三第二号19の4に掲げる物又は別表第一第十九号の四に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務のうち、これらを成形し、加工し、又は包装する業務以外の業務

(略)

(家内労働法施行規則の一部改正)

第四条 家内労働法施行規則(昭和四十五年労働省令第二十三号)の一部を次のように改める。

第十五条第一項第一号中「別表第六の二に掲げる有機溶剤」を「別表第三第二号3の3、11の2、18の2から18の4まで、19の2、19の3、22の2から22の5まで及び33の2に掲げる物、同令別表第六の二に掲げる有機溶剤並びにこれらの物のみから成る混合物」に改める。

第十八条の表中「の有機溶剤等」の下に「及び特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)第二条第一項第三号の三の特別有機溶剤等」を加える。

別表第一有機溶剤等の項中「の頭を低くして横向き又は仰向きに寝かせ、」を「を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で」に、「口中の異物を取り除く」を「消防機関への通報を行う」に改め、「呼吸が止まった場合」の下に「や正常でない場合」を加え、「人工呼吸」を「仰向きにして心肺そ生」に改める。

(女性労働基準規則の一部改正)

第五条 (略)